

## 被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組み（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

## I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 避難所等における生活改善	避難所の生活環境改善  生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等	【ニーズの把握と対策の実行】 1. ニーズの把握 (1) 客観的に ①全避難所の要支援度の把握（5/2 第3回取りまとめを公表予定） ②定点観測（2か所×3県） (2) 個別に 災対本部現地事務局による聴取 等 2. 対策と改善状況の確認 (1) 必要なところへの重点的な対策を県・市町村等に要請。 (2) 住民と市町村による運営への移行を促進する（雇用創出基金事業の活用など）。
	個別事項（略）	1. 各省において取り組み中。 2. 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。
2. 二次避難対策	1. 住民の誘導 (1) 公営住宅等への二次避難	【順次実行中】 1. 県の対策への支援 (1) 公営住宅等への移転 ①公営住宅・国の宿舎等の情報を一元化し、分かりやすい形で被災県へ提供中。 ②入居条件などを被災者に詳しく提供（壁新聞、地方紙等）  入居決定済み戸数（4月23日現在） ・公営住宅等 4,131 戸 ・国の宿舎等 3,674 戸

	(2) 旅館等への一時的避難	(2) 旅館・ホテル等への一時的移転 ①壁新聞などのPR媒体を用いて、体験者の談話を紹介。 ②先進的な取組みを政府現地対策本部等を通じて被災県に周知。  県内外の旅館・ホテル等への移転済人数(4月25日現在) 18,782人
	2. 仮設住宅の建設	2. 仮設住宅の建設促進 ・市町村が要望する戸数の建設を支援する。 ・2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸の供給目標の実現に向け、進捗管理等を行う。  応急仮設住宅 完成戸数 (4月27日現在) 2,792戸
3. 必要な情報の提供	情報の不足	【内閣広報官と協力するとともに、生活支援本部においても情報を提供】 ・被災者に必要な情報の提供について、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行っているところ(壁新聞第8号(4月28日発行))など。 ・4月26日、内閣府防災担当において今回の被災者等向けにパンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」を公表。
<p>【参考：国から県への物資調達・配送の移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等への物資の調達・配送は、国から県へ移行した(当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき国が対応)。</li> </ul>		

## II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握	<p>【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の最新の数字を被災者生活支援本部 HP 等で公表中】</p> <p>(1) ガレキ処理及び仮設住宅 (2) 交通 (3) ライフライン (4) その他基盤</p>
	2. 公共インフラ等の応急復旧	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <p>1. 災害廃棄物処理検討会議 「損壊家屋等の撤去等に関する指針」とりまとめ、各県協議会による仮置場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。</p> <p>2. 仮設住宅検討会議 (「I. 2. 二次避難対策」に同じ)</p> <p>3. 復旧対策検討会議 公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施。検討会議では、必要な各省調整を行っていく。</p>
2. 生活の再建	1. 雇用	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、4月27日、補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめ。</li> <li>・フェーズ1の対策を含め、復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取組む。</li> <li>・雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を進めている。</li> </ul>

	2. 生業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。</li> <li>・ 中小企業庁・農林水産省等において、金融支援の拡充策、営業・生産再開のための条件整備にかかる施策等について、引き続き検討。</li> </ul>
--	---------	---

### Ⅲ 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	1. 役場機能の回復  2. 役場を移転した市町村への支援  (避難者の所在の把握)	<b>【総務省が中心となって、役場を支援】</b> 1. 人的支援等 国家公務員の派遣(4月18日現在) 988名、延べ約23,400名 地方公務員の派遣のあっせん (4月13日現在) 被災市町村からの派遣要望 673名 全国市町村からの派遣申出 2,562名 2. 役場機能の応急復旧 ・ 役場機能の応急復旧のため、仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算案に計上。 3. 相談窓口等 ・ 総務省と生活支援本部に窓口を作って、相談に応じている。 ・ 役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備したところであり、これを用いて各町村との緊密な連絡を行っている。 ・ 福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置を、官邸HP、総務省HPや広報誌、広報番組等を活用して広

		<p>報している。</p> <p>コールセンターにより所在が判明した人数（4月26日現在） 19,274人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国避難者情報システム」に関して、4月25日までに、一部の被災団体(8団体)を除く1,739市区町村において、避難されている方からの情報提供の受付を開始。</li> </ul>
<p>2. 政府内での対策強化</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活支援本部における各府省との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・府省連絡会議による情報共有・連携</li> <li>・特定テーマについて府省間連携（各種検討会議で対応（Ⅱ参照））</li> </ul> </li> <li>2. 地方公共団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援本部に地域班を設置し、現地対策本部及び県（ホットライン設置）と連携を密にして、自治体を支援している。</li> <li>・県、市町村職員向けに、様々な特例措置を解説した資料を作成し、県、市町村に配布した。</li> <li>・県、市町村職員向け説明会を行うため、3県と調整中。</li> </ul> </li> <li>3. 国民に向けての広報の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当本部においても、さらなる情報の提供・周知のために、事務局長による定例記者会見や、本部HPの開設などにより情報提供を充実中。</li> </ul> </li> </ol>